

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年6月29日

【会社名】 中央物産株式会社

【英訳名】 CHUO BUSSAN CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 児島 誠一郎

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都港区南青山2丁目5番17号

【縦覧に供する場所】 中央物産株式会社静岡支店
(静岡県静岡市駿河区手越原227-2)
中央物産株式会社大阪支店
(大阪府東大阪市宝町21-36)
株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町1丁目5番8号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

中央物産株式会社の代表取締役社長児島誠一郎は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用する責任を有しております。

当グループは、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会 平成19年2月15日）に準拠して、財務報告に係る内部統制を整備運用しております。

ただし、財務報告に係る内部統制は、その限界により、財務報告の虚偽記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社グループは、財務報告に係る内部統制の評価が行われた基準日を平成21年3月31日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。

財務報告に係る内部統制の評価手続の概要については、全社的な内部統制の整備及び運用状況を評価し、当該評価結果もふまえ、評価対象となる内部統制の範囲内にある業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定するという、トップダウン型のリスク重視のアプローチを採用いたしました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、財務報告の信頼性の及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を財務報告に係る内部統制の評価範囲とし、全社的な内部統制、及び決算・財務報告プロセスを当社及び連結子会社4社について評価の対象としております。なお連結子会社、株式会社CBフィールド・イノベーション及び株式会社エナス及び有限会社マミロンについては、金額的及び質的影響の重要性の観点から、僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価の範囲に含めておりません。

また、業務プロセスについては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、当期連結会計年度のグループ売上高を指標に、概ね2/3以上を基準として重要な事業拠点を選定しております。

重要拠点における、当社の事業目的に大きく関わる販売プロセス、購買プロセス、在庫プロセス、固定資産プロセス、人事給与プロセス、財務プロセスを評価の対象といたしました。

この評価範囲は、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮して、合理的に決定いたしました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、代表取締役社長児島誠一郎は、平成21年3月31日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。